

事務連絡
令和4年3月17日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

本日開催された第72回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添1のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、3月22日から当面の間、下記のとおりご対応をお願いします（令和4年3月4日付け事務連絡から下線部分を変更）。

記

1 施設

(1) 運動施設等

別紙のとおりとする（更衣室やシャワー室等の付属施設については、本体施設と同様の取扱い）。

なお、別紙において人数上限を記載している施設については、施設利用者が感染防止安全計画（別添2、3参照）を策定して県対策本部事務局による確認を受けた場合は、収容定員までの利用を可能とする。

[確認先（県対策本部事務局）]

兵庫県災害対策課

電話：078-362-9833

FAX：078-362-9912

Eメール：saitai@pref.hyogo.lg.jp

(2) 飲食店

① 兵庫県新型コロナ対策適正店認証を取得した店舗

ア 営業時間

通常どおり営業可（同一テーブルへの入店案内は4人以内とし、短時間（2時間程度以内）での飲食とすることを協力依頼）

イ テイクアウト

酒類のテイクアウトは不可

② ①以外の店舗

ア 営業時間

通常どおり営業可（同一グループの入店案内は4人以内とし、短時間（2時間

程度以内)での飲食とすることを要請し、酒類の提供は一定の要件※を満たす場合のみ可)

※ アクリル板等の設置 (又は座席の間隔(1 m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外
のマスク着用の推奨、換気の徹底

イ テイクアウト

酒類のテイクアウトは不可

(3) 駐車場

開放

2 来園者対応

都市公園内での飲酒の自粛を要請する (飲食店内で飲酒する場合を除く)。

3 花見対応

あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示し、来園者に対してグループ同士の身体的距離の確保等の感染防止に努めるよう呼びかける。

4 イベント等

(1) 考え方

「開催する場合の目安」に該当しないイベント又は感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていないイベントについて、県又は指定管理者が主催するものは中止又は延期し、それら以外の者が主催するものは許可を行わない。

<開催する場合の目安>

区分	収容定員	人数上限
感染防止安全計画を策定し、 県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ 収容率50%超のイベント)	100%以内 (大声なしの担保が前提)	収容定員まで
その他 (安全計画を策定し ないイベント)	大声なし: 100%以内 大声あり: 50%以内	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方

※ 収容定員と人数上限のいずれか小さい方を限度

※ 「大声」: 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること

※ 遊園地やテーマパーク等についても同様の制限を適用

(2) 許可の取扱い

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

5 その他

(1) 露店等 (移動販売を含む)

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されていることを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の3点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が随時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること
- ③ 酒類の提供は不可

(2) 自動販売機

酒類の販売は不可

(3) 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

[ガイドライン等]

- ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月26日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「都市公園における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について」（令和3年4月1日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について」（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
 - ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」
(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html) 参照
- ※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」
(<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>) 参照